

駐車場施設設置場所の貸付けについての入札説明書

1 趣旨

板橋区では、美術館利用者の利便性向上と区有地の有効活用並びに収入確保を図るため、この入札物件の貸付を受ける駐車場事業者（以下「事業者」という。）を募集し、一般競争入札によって決定します。

2 入札物件

入札件名	所在地	面積	区分
板橋区立美術館内駐車場設置場所の貸付等	板橋区赤塚八丁目21番	380.96㎡	土地

3 スケジュール

項目	日程
入札説明書配布	令和4年1月7日(金)から令和4年1月21日(金)まで
入札参加申込受付期間	令和4年1月7日(金)から令和4年1月26日(水)まで
質問受付及び回答	【受付】令和4年1月7日(金)から令和4年1月19日(水)まで 【回答】令和4年1月21日(金)
入札及び開札	令和4年2月3日(木)
契約書の提出	令和4年2月18日(金)
貸付開始日	令和4年4月1日(金)

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (3) 法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては板橋区内で事業を営んでいること。
- (4) 駐車場事業の経験を公告日（令和4年1月5日）現在5年以上有し、かつ駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有している法人であること。
- (5) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日区長決定）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員でないこと。
- (7) 申込開始日から開札日までに東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

5 駐車場の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき区が設置事

業者に対し、行政財産である土地の一部を賃貸するものです。

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 使用料

入札により使用料を決定します。

使用料は区が定める期限までに納付していただきます。

(4) 貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため駐車場を使用できないときは、既納の貸付料のうち、当該期間中分を協議のうえ相殺する。

(5) 経費の負担等

駐車場の整備及び管理・運営・修繕等に係る経費及び契約終了等に伴う現状回復に係る経費は事業者の負担となります。また、運営に係る電気料金も事業者の負担となります。

(6) 管理・運営責任

入札物件の管理・運営に関する一切の責任は事業者が負うものとなります。

6 整備及び管理・運営等

(1) 法令等遵守

駐車場の整備及び管理・運営等に関しては、関連する法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって入札物件を使用するものとします。

(2) 入札物件の用途

入札物件は、ロック式又はゲート式有料駐車場とします。

(3) 駐車場の整備工事

- ① 整地や舗装等、整備工事開始前に板橋区と整備内容及び施工の協議を行うものとします。
- ② 事業者は入札物件及び設置した工作物を、有料駐車場以外の目的に使用することはできません。

(4) 付属設備の設置

入札物件には、次にあげる付属設備を設置するものとします。なお、自動販売機の設置は許可しません。

- ① 駐車場としての路面整備、区割り整備
- ② 入出庫の管理及び利用料金徴収のための設備
- ③ インターフォン等の緊急連絡機器及び遠隔操作等に必要な設備
- ④ 駐車場の満空情報を駐車場利用者が、インターネット及び携帯電話にて照会できるシステムを整えてください。
- ⑤ その他駐車場の管理運営に必要な設備として板橋区が認めた設備

(5) 運営

- ① 近隣及び駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行うものとします。公園利用者なども利用することを十分に理解し、運営を行ってください。
- ② 駐車場の運営中にトラブルが発生した場合、30分以内に現地に対応できる体制をとること。

(6) 稼働状況の報告

- ① 月毎の稼働状況について、実績報告書（様式4号）にて定期的に区へ報告してください。
- ② 美術館利用者のトラブルなど、不測の事態に対応できるように無料券を用意すること。枚数等については、板橋区と協議のうえ決定します。

7 入札参加申込書及び提出書類

次の i か ii のいずれかに該当するものを、1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

i 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて板橋区で有効な資格（090 その他の物品）を取得している方

- ① 入札参加申込書（様式1号）
- ② 誓約書（様式2号）
- ③ 物品買入れ等競争入札参加資格審査 受付票（写）
- ④ 現在、管理・運営している物件の契約書（写）
※ 5年以上の経験が確認できるもの

ii 上記 i の資格を有していない方

- ① 入札参加申込書（様式1号）
- ② 誓約書（様式2号）
- ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書その1
- ⑤ 現在、管理・運営している物件の契約書（写）
※ 5年以上の経験が確認できるもの
※ ③、④については発行後3か月以内の原本とします。④については申込日に取得できる、直前の年分のものとします。

8 入札参加申込書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和4年1月26日（水）午後4時まで
- (2) 受付日時 令和4年1月7日（金）から令和4年1月26日（水）までの
午前9時から午後4時まで
ただし、月曜日、日曜日、祝日は除きます。
- (3) 提出場所 〒175-0082 板橋区赤塚五丁目34番27号 板橋区立美術館
- (4) 提出方法 直接持参

※いかなる事情があっても、提出期限までに届かないものは無効とします。

9 入札参加資格の審査及び通知

区において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和4年2月1日（火）

10 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和4年1月7日（金）から令和4年1月19日（水）午後4時まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メールにてお願いします。
質問受付電子メールアドレス

bi_jyutsu@city.itabashi.tokyo.jp

- (3) 回 答 令和4年1月21日(金)までに、入札参加申込書の「事務担当者」欄に記入
いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。
※ 質問内容及びその回答は、すべての入札参加申込者に送信します。

11 入札及び開札の執行について

- (1) 会 場 板橋区赤塚五丁目 34 番 27 号 美術館
(2) 日 時 令和4年2月3日(木) 午前11時00分
(3) 入札方法 入札書(様式3号)に記入して提出
(4) 入札金額 入札金額は月額貸付料(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額)を記入してください。
(5) 落札決定価格 入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金
が落札価格となります。
(6) 入札保証金 入札保証金は免除とします。
(7) 入札及び開札に係る事項
入札及び開札に係る基本的事項は、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第9条から第
22条の規定によります。

12 落札者の決定方法

- (1) 最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
(2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定しま
す。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。

13 契約の締結に係る事項

- (1) 別途「区有財産有償貸付契約書」により、契約を締結するものとします。
(2) 契約保証金は免除とします。
(3) その他契約の締結に係る事項については、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第23
条から第24条までの規定によります。

14 担当・問い合わせ先

区民文化部 文化・国際交流課 美術館
電話 03(3979)3251(直通)
所在地 東京都板橋区赤塚五丁目34番27号 美術館